

## 常任配置の変更

- (1) 関東地方評議会本部は、從来、各地区に地区事務局をあき、そぞへ、三人乃至四人の常任執行委員もしくは常任書記を配置する方針を取つて来たが、だぶ、今後は、その方針を改め、関幹本部の常任を組合別に配置する方針を取るべきだと思ふ。
- (2) 関評本部の常任配置に関する草案は次の通りである。
- |            |         |
|------------|---------|
| 関東金属労働者組合, | 三木, 二藤, |
| 関東出版労働者組合, | 中村,     |
| 関東木材労働者組合, | 松本,     |
| 関東化半勞働者組合, | 川村,     |
| 関東織綿労働者組合, | 中尾,     |
| 関東一般使用人組合, | 鈴木, 安田, |
| 関東労働者組合,   | 佐川,     |
| 医ム従業員組合,   | 寒川,     |
| 日本映画従業員組合, | 露久保、松浦, |
- (3) 但し、関東地方評議会の常任は、各組合に籍を置かず、各組合の執行部は該場内指掌者によつて構成す。

## ★ 行すが ★

関東地方評議会本部は以上の方針が最も正しき立場の方針であることを確信し、即時実践に移すべき熱意を持つかつたるが、各組合、各分科、の諸君に於ても、この草案に基づいて充分の大衆討議を行ひ、最善の方針の確立と併んごとに協力をお希望してやまないものである。

## 附 錄

- 1) 総評議会加盟組合一覧表,
- 2) 関東地方評議会常任一覧表,
- 3) 総評議会の構成略図,
- 4) 関東地方評議会構成略図,
- 5) 組合構成略図, (1)
- 6) 全上, (2)
- 7) 全上, (3)
- 8) 関評、地区々割一覧表,

